

補助事業期間と事業実施スケジュール

補助事業期間

事業開始日

交付決定日を事業開始日とします。

※契約・発注行為は必ず交付決定日以降に行ってください。

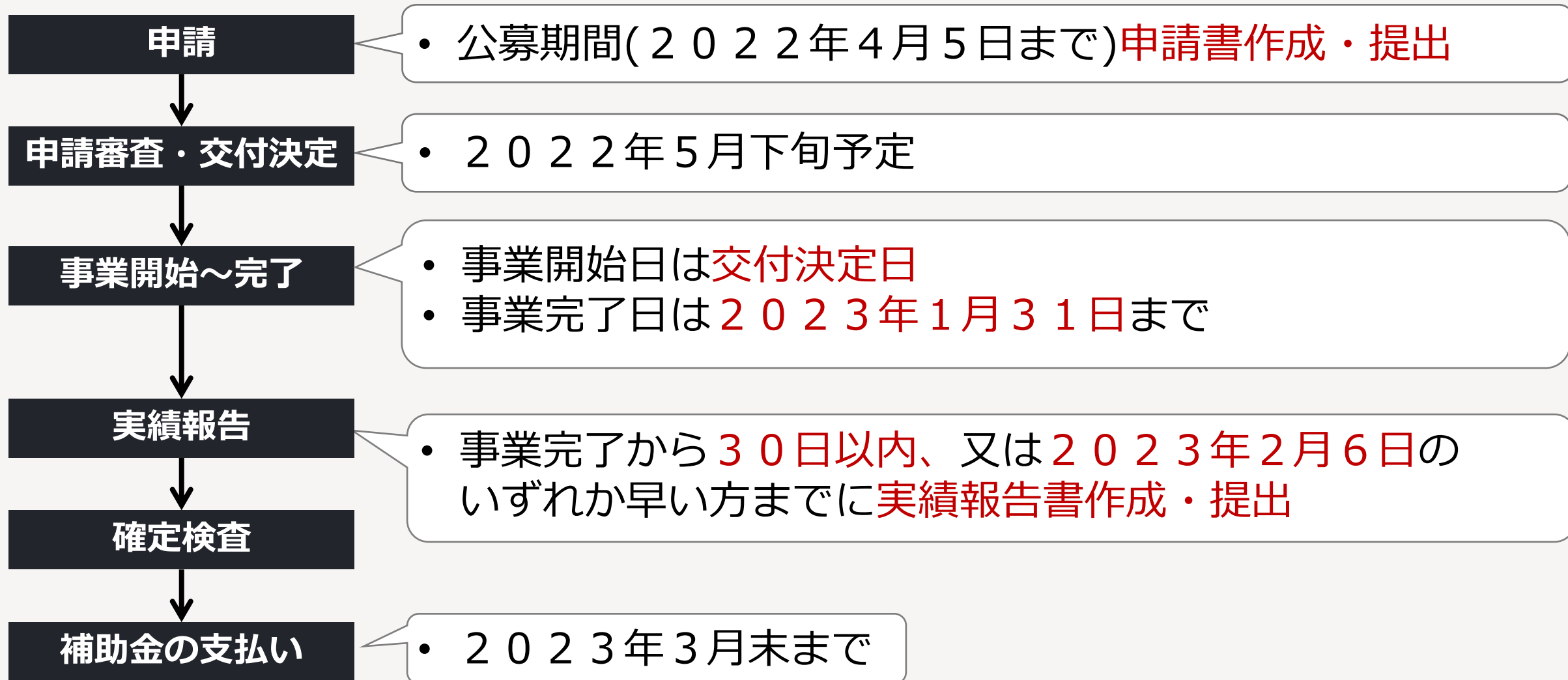
事業完了日

導入された設備を検収の上、事業に関わる補助対象経費の支払いが完了する日を事業完了日とします。

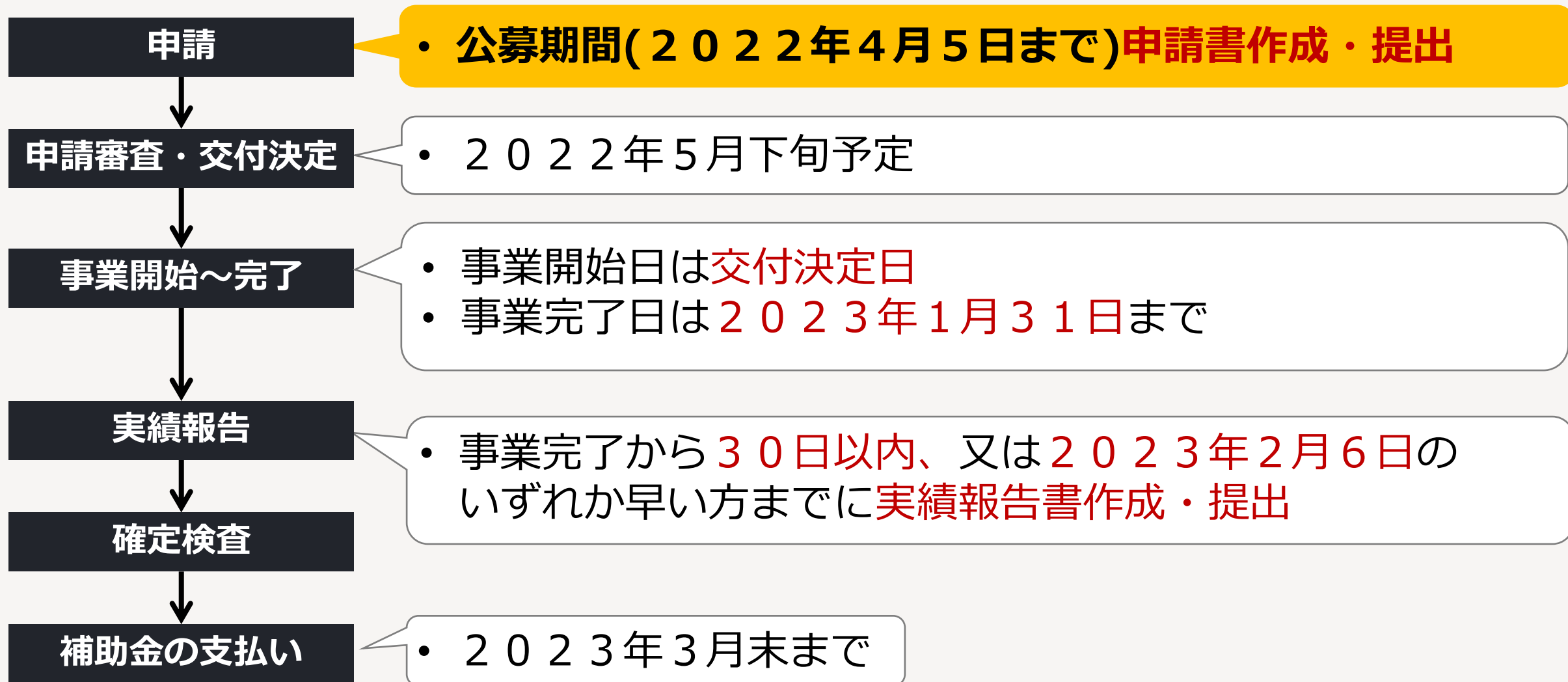
補助事業は、原則2023年1月31日(火)までに完了させてください。

▶申請時の事業完了予定日は厳守のこと。遅延の場合、補助対象とならない場合があります。
事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかにSIIに連絡してください。

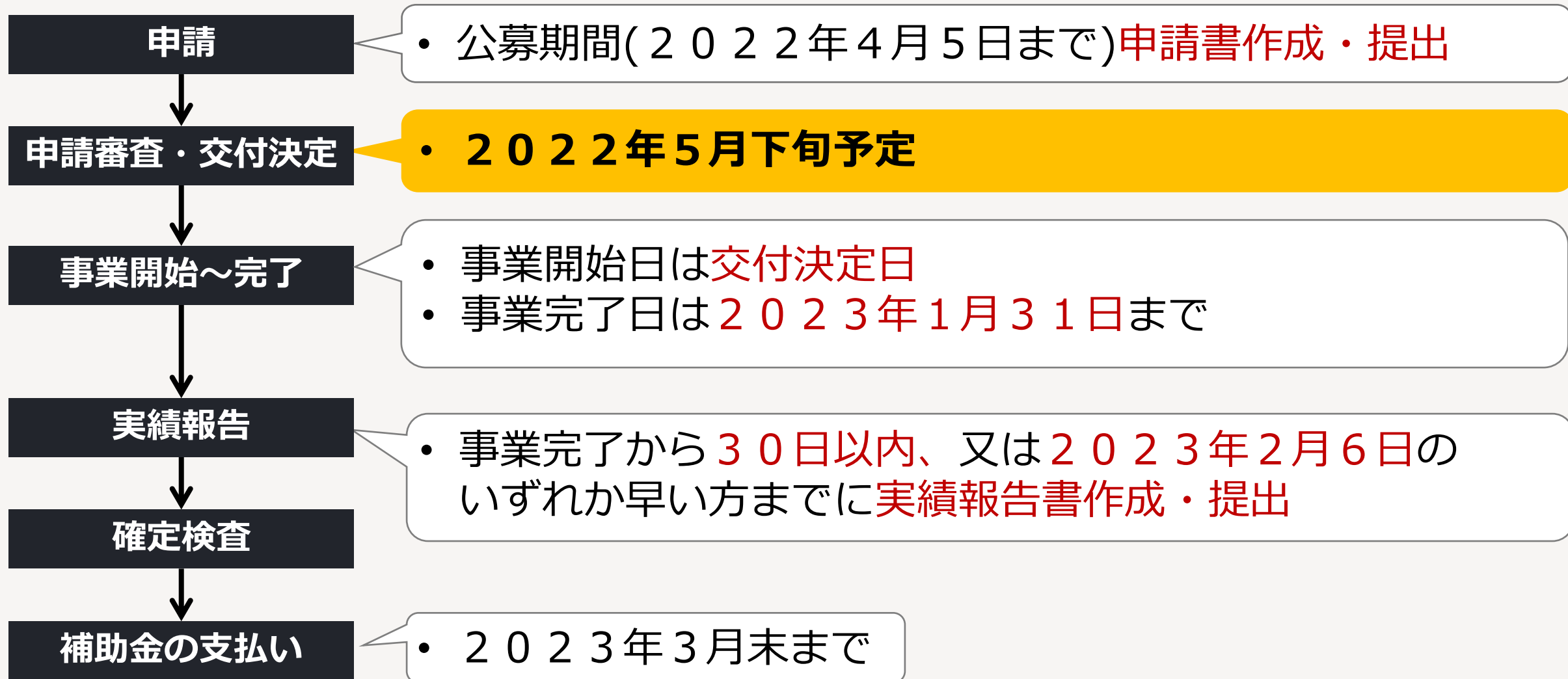
事業実施スケジュール



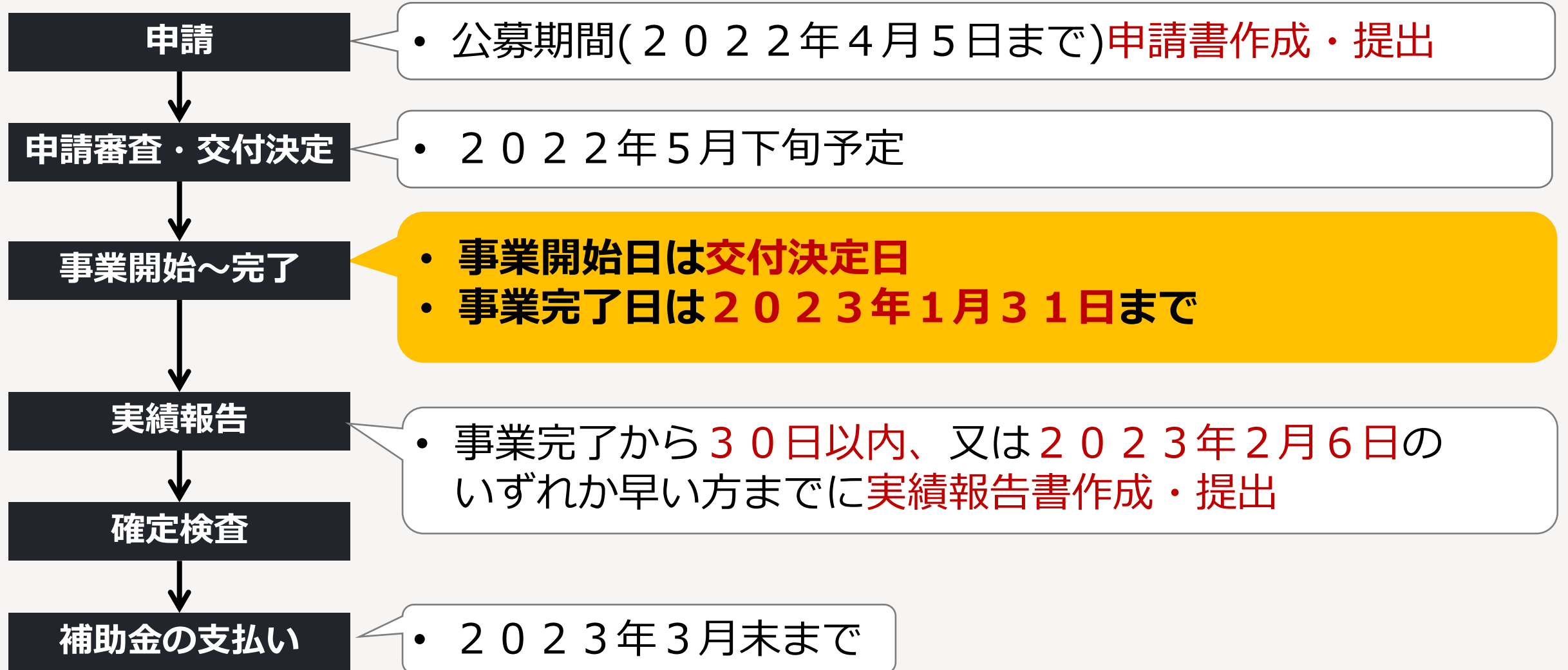
事業実施スケジュール



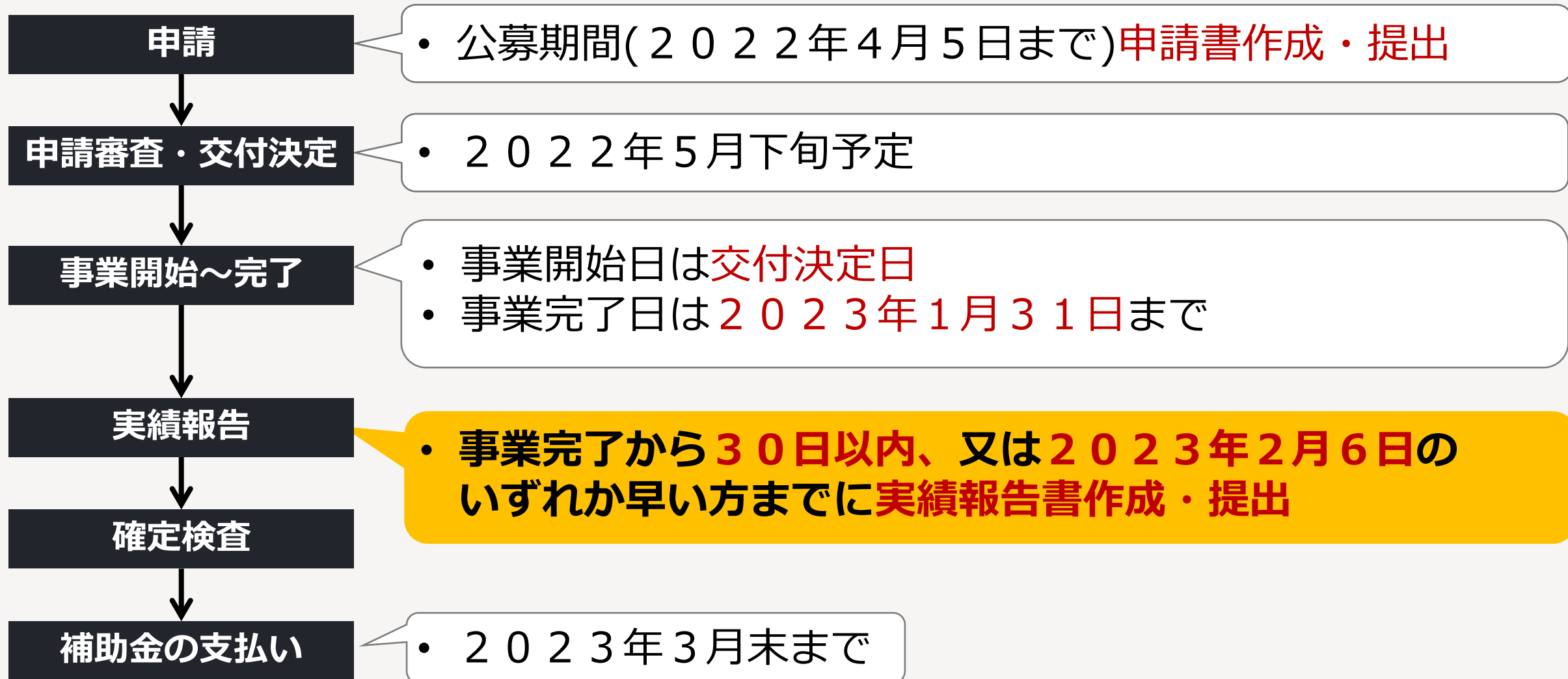
事業実施スケジュール



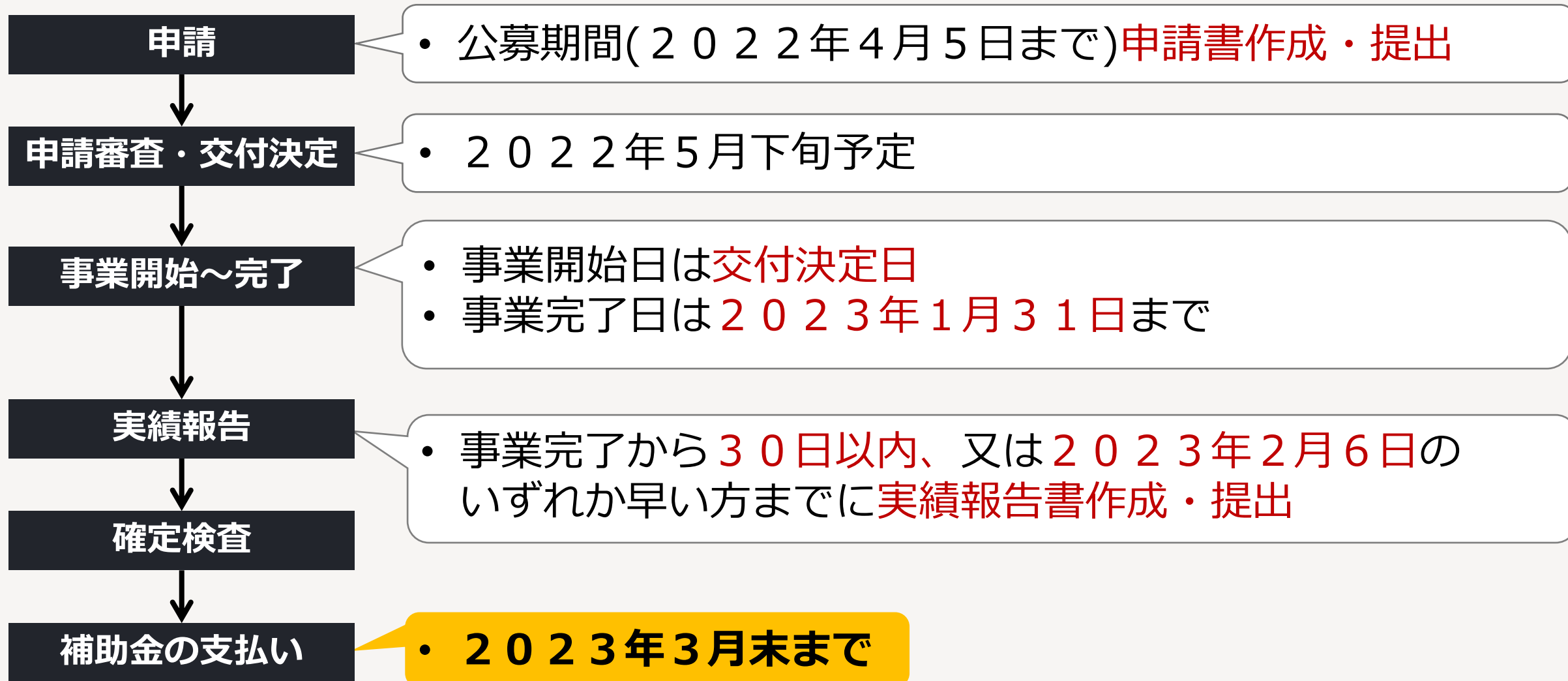
事業実施スケジュール



事業実施スケジュール

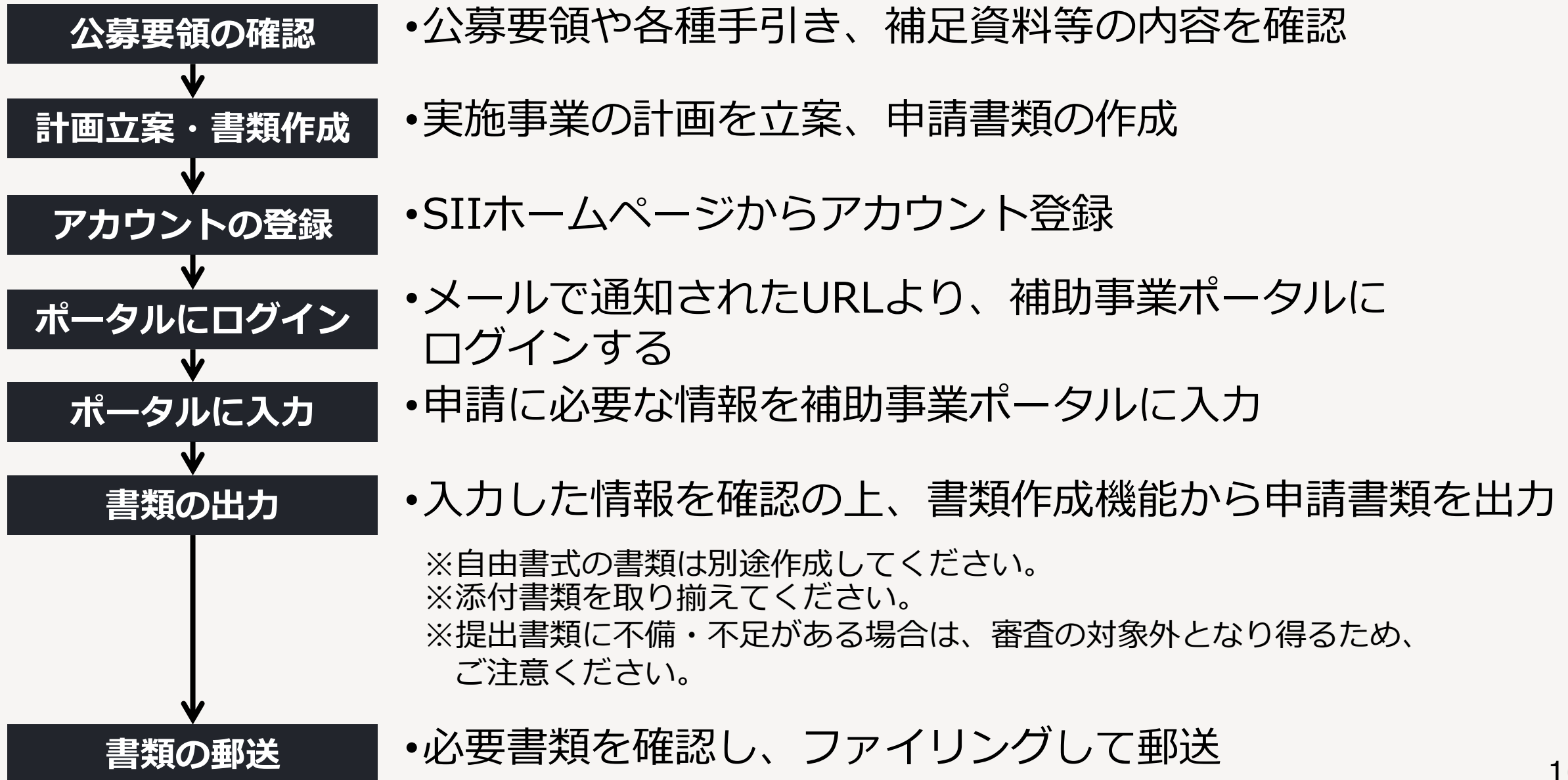


事業実施スケジュール



交付申請以降の流れ

交付申請の手順



申請にあたっての留意点

書類の提出

書類一式をファイリングして提出してください。

※ 申請先を誤って申請した場合は、正しく申請書が受領されない可能性がありますので、送付前に再度申請先をご確認のうえ、送付してください。

写し(コピー)を提出する場合について

コピーは片面コピーとして、書類の文字等がはっきりと読み取れることを確認のうえ、提出してください。

提出書類について

審査において不備があった場合は後日連絡します。

提出前に**全てのページの写し**をとり、事業者にて必ず保管してください。



**公募要領、交付申請の手引き等をよく読み、
正しい内容の交付申請書類の提出をお願いします。**

審査について①

➤ 審査項目、評価項目は以下の通りです。

審査項目

- 補助対象事業者及び補助事業の内容が、交付規程及び公募要領の要件を満たしていること
- 補助事業の全体計画の確実性、継続性が十分であると見込まれること
- 導入する省エネルギー設備が設備区分毎に定められた基準を満たしていること

評価項目

- 計画省エネルギー量
- 計画省エネルギー率
- 経費当たり計画省エネルギー量
(補助対象経費 1 千万円当たりの計画省エネルギー量)

評価項目

- 中小企業等経営強化法に基づき認定を受けた「経営力向上計画」に記載された省エネルギー設備導入事業
- ベンチマーク改善に資することが認められる事業
※ 企業体が大企業の場合は除く。
- 中小企業者等の省エネルギー事業
- 設備更新に当たりエネルギー転換(化石燃料から電気)を行う事業
- 2018年度以降に省エネルギー診断を受けた省エネルギー事業
※ 対象となる省エネルギー診断については、公募要領を参照のこと。

交付決定について

- 採択事業者の決定に当たっては、評価項目に従って審査を行い、外部審査委員会の評価を踏まえ、上位者から予算の範囲内で採択を行います。
- 採択事業者に対し、交付決定の通知をします。また、SIIのホームページ上でも公表します。
- 交付決定に併せて、事務取扱説明書をご案内しますので、交付決定後は、事務取扱説明書に従って、事業を実施してください。

補助事業の実施

補助事業の開始

- 補助事業に係る契約・発注等は、交付決定後に行うこと
- 契約・発注を行う補助対象設備は、交付決定を受けた補助対象設備と原則、同一の補助対象設備とすること

中間報告

- 期日までに①着工前写真の提出、②補助金振込口座の登録をすること

実績報告及び補助金の確定

補助事業の完了

- 補助事業者が導入した補助対象設備等を検収のうえ、補助対象経費の全ての支払いが完了した時点をもって完了とします。
原則、2023年1月31日(火)までに補助事業を完了させてください。

実績報告及び補助金の確定

- 事業完了日から30日以内又は2023年2月6日(月)のいずれか早い日までに、
補助事業の実施体制に関する資料含めた全ての書類を揃えて、SIIに提出してください。
 - 実績報告を受理した後、検査を行い、補助金額を確定します。
(一部の事業については現地調査を行います)

成果報告

- 事業完了後に設備の稼働状況等のデータ取得を開始し、1週間以上の実測データ等を用いて、省エネルギー効果を算出し、事業完了後90日以内に成果報告を行ってください。

具体的な実績報告や成果報告の方法は、
採択後に案内する事務取扱説明書、各手引きをご確認ください

その他の注意事項

交付申請後の変更等

交付申請を行った後、代表者・事業者名・住所が変わる場合は速やかにSIIに変更届を提出してください。

取得財産等の管理

本事業により導入した設備は交付規程で定める取得財産等管理台帳にて管理し、処分制限期間の間、継続的に事業で使用していただくことが前提です。万が一処分制限期間内に設備の売却、譲渡、交換、貸し付け、廃棄等、処分を行う場合は、予め承認を受ける必要があるため、速やかにご連絡ください。

補助金適正化法の違反等

補助事業者による事業内容の虚偽申請や補助金等の重複受給、その他不正な手段で補助金を受給した場合は、交付決定の取消し、事業者名の公表、その他の罰則が科せられることがあります。

公募要領、交付規程及び各手引きをよく読み、間違いのないよう手続きを行ってください。

お問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、以下のお問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先



0570-075-900

※IP電話からのお問い合わせ 042-204-1081

受付時間：10:00～12:00、13:00～17:00まで（土日祝日を除く）

<http://sii.or.jp/>